

## 許衡の経書口語解資料について

竹 越 孝

### 1. はじめに

金末元初の北方中国における儒学史上の最も大きな出来事は、いわゆる道学の北伝であろうが、その一方で、この時期儒教經典に対する新しい注釈のスタイルが生み出されていたことは注目に値する現象である。一般的に「直解」と称される、經典を口語によって注釈した文献、本稿でいう「経書口語解資料」<sup>(1)</sup>がこれである。管見の限り、この種の文献に一早く注目し体系的な論述を試みたものは吉川幸次郎1948及び1965であり、金元明三代にわたる経書口語解の流れを通観し、資料紹介とともにその儒学史上、文化史上における意義を説いている。

こうした資料はまた、当時の口語を知り得るという点においても大きな価値を持つ。中でも、これまで最も研究者の興味を引いてきた文献は、元代のウイグル系知識人貫雲石（本名小雲石海涯、セヴィンチュ・カヤ Sevinč-Qaya または セヴィンチュ・クヤ Sevinč-Qiya, 1286–1324）の手による元刊本『孝經直解』（正名『新刊全相成齋孝經直解』）であろう。この書が重要なのは、用いられる言語が『元典章』『通制條格』などの法制文書<sup>(2)</sup>やいわゆる「元代白話碑」など、「蒙文直訳体」の名で総称される中国語としてはいささか奇異な文体を持つ資料群のそれと、非常に似通っているからである。『孝經直解』が中国語の文語を中国語の口語で注釈したものである以上、蒙古語を機械的に中国語へと直訳した結果生じた特殊文体、

という「蒙文直訳体」の概念<sup>(3)</sup>は適用し得ず、その言語が「元典章」などと極めて類似していることは、「蒙文直訳体」と言われる諸資料もまた当時一般に行われていた中国語の口語をそのまま記述したものであるという可能性を示唆する。そのため、太田辰夫1953は「孝經直解」をも包括し得る概念として、これらの資料群に対し、異民族統治下の北方中国において漢族を含めた諸民族間に行なわれた共通語という意味を担わせた「漢兒言語」という名称を新たに提起している<sup>(4)</sup>。

この問題を検討するためには、「孝經直解」と「元典章」以下の諸資料との「類似性」の実体を探ることが不可欠であるが、それとともに、「孝經直解」の言語の特殊性あるいは普遍性を考える上で重要な位置を占めるのは、元人による他の経書口語解資料であろう。現在のところ存在が知られているのは、呉澄（1249－1333）の「經筵講義」、及び許衡の「直說大學要略」「大學直解」「中庸直解」という三種の資料である。これらはいずれも作者が元朝に仕えた漢族の儒臣であることから、漢族が用いた当時の北方口語を知る上でも大きな意味を持つ。呉澄「經筵講義」については、拙稿1996aにおいて若干の考察を試みたので、引き続いて本稿では許衡の経書口語解資料三種を取り上げ、成立や流傳、受容などの側面について述べてみたい。この三種に関しては、吉川氏による紹介以降、太田辰夫1957、1969がそれを承けて元代口語資料としての価値に注意し、また近年では梅祖麟1984や江藍生1994らが具体的な語法現象の用例としていくつかこれらを引いているが、その全体像を見通したものはないようである<sup>(5)</sup>。

## 2. 許衡について

許衡（1209－1281），字は平仲，号は魯齋，諡は文正，懷州河内（現在の河南省沁陽県）の人。実質的に趙復の後を継ぐ形で道学の北伝を完成させた元一代を代表する大儒として、また世祖クビライQubilai（在位1260.1－1293.1）がその中国支配の基盤を形作るにあたって最も重用した儒臣の一人として知られている。

まず、「元史」許衡傳や蘇天爵「元朝名臣事略」卷八の左丞許文正公傳などを用いて許衡の行状をまとめた清・鄭士範編『許魯齋先生年譜』(清光緒六年刊本、東洋文庫蔵)により、簡単に彼の事跡を見ておきたい<sup>(6)</sup>。

1209(金大安1)；9月、河南新鄭県に生まれる。

1242(太宗14)；蘇門(河南輝県)に姚樞を訪ね、初めて道学に触れる。

1255(憲宗5)；世祖の秦中進出に伴って召され、京兆提学となり長安で井田の制を講じる。

1258(憲宗8)；辞職し帰郷す。

1261(中統2)；5月、上都に召され、平章政事王文統の謀略により太子太保となる。辞して数日で国子祭酒を拝命。9月、辞職。帰郷し懷孟路の子弟に講学す。

1265(至元2)；12月、中都に召され、中書議事を拝命するが辞す。

1266(至元3)；4月、世祖の諮問に答えて「時務五事」を奏上。後帰郷。

1267(至元4)；11月、再び召され、国子祭酒となる。

1269(至元6)；新官制制定の審議に携わる。

1270(至元7)；1月、審議の結果を奏上。中書左丞を拝命するが辞す。

1271(至元8)；6月、本格的な国子学の開設に伴い集賢大学士兼国子祭酒となり、蒙古人子弟の教育に従事。門弟12人を呼びよせ伴読とする。

1273(至元10)；4月、平章政事アフマッド(阿合馬)の専權と対立し辞職。

1277(至元14)；3月、再び召されて集賢大学士兼国子祭酒・領太史院事となり、曆法の改訂に取りかかる。

1280(至元17)；新暦(授時暦)完成。8月、辞職し帰郷。

1281(至元18)；3月、卒す。

許衡の生涯を述べる上で特筆すべきは、やはりその儒学史・教育

史における功績であろう。彼は熱狂的とも言える道学の信奉者であり、特に蘇門の姚樞を訪ねた際初めて手にした道学の書を自ら抄写して持ち帰り、門弟たちにそれまで講じていた経学書をすべて棄て去るように命じたというエピソードは有名である<sup>(7)</sup>。元朝に仕えて後、世祖の重要なブレーンの一人として主に教育制度の基盤形成に携わったことは、彼の理想とする道学の啓蒙と普及にとってまさに絶好の機会であった。このような状況のもとで、彼と彼の門弟が元初の北方中国における道学の興隆に果たした役割はまことに大きいものがあったと言うべきであろう。儒者・教育者としての許衡については、教育制度史の観点から安部健夫1959、また儒学思想史の観点からde Bary1981、姚大力1983などが詳しく論じている。

現在残されている許衡の著述は、自らの見解を披瀝して論を立てるというよりも、むしろ道学の啓蒙を意図したものが多い。「直説大學要略」「大學直解」「中庸直解」の三著もその部類に属するものである。

### 3. 成立の経緯と時期

許衡の三著がいつごろどのような経緯で撰述されたものか、という点については、今のところ直接的な歴史記述を見い出し得ないので、間接的な根拠から推定する他はない。吉川幸次郎1948は、呉澄の「經筵講義」が泰定帝イエスンテムル Yesün-temür (在位1323.9-1328.7) に対する進講の草案であることより推して、許衡の著も「世祖に進講する草案であつたらしく推察される」と述べているが、その根拠を明確に示しているわけではない<sup>(8)</sup>。「元史」世祖本紀などにも許衡が世祖に経書の進講を行なったという記録は見えない<sup>(9)</sup>ので、これに関しては憶測の域を出るものではなかろう。

後世ではむしろ、至元八年から十年 (1271-1273) の間に集賢大学士兼国子祭酒として国子学を主宰し、蒙古人子弟の教育に従事した期間に書かれたとする見方が強いようである。まず清乾隆五十五年刊本『許文正公遺書』卷首に収める「續考歲略」の至元八年の条末尾に、

所著大學要略、大中直解、竝稽古千文、編年歌括、俱以次載入各卷中。

と付されているのは、彼の手になる啓蒙書の類はこの期に成立したとする見解を示しているものと思われ、また「通志堂經解」に收められた許衡の著「讀易私言」に対する納蘭成徳の序「題讀易私言」も、

公又有大學要略一卷，蓋領成均時以教胄子者，直述常語，俾使通曉。可與并行者也。

として、「直說大學要略」の成立を許衡の国子学における講学に結びつけている。

元朝における国子学設立の経緯や運営の状況については、羽田亭1928や安部健夫1959に詳しいが、いま許衡に關係する至元八年当時の状況を伝えるものとして「元朝名臣事略」に引く「國學事跡」の記載を示す。

八年，授集賢大學士、國子祭酒。先生方居相府，丞相傳旨，令教蒙古生四人。後又奉旨，教七人。至是有旨，令四方及部下，願受業者俱得預其列。卽令南城之舊樞密院設學<sup>(10)</sup>。

許衡が蒙古人子弟の教育に対して並々ならぬ熱意を持っていたことは「元史」の伝や「國學事跡」の説くところであり、それによれば許衡は家事一切を息子の許師可に任せて教育活動に専念し、子弟に対しても通常の講学はもとより、書法、算法や礼儀作法に至るまで細かに指導したという<sup>(11)</sup>。

国子学における教育活動の実体については、「元史」選舉志、學校の条に見える次の記事が詳しい。

世祖至元七年，命侍臣子弟十有一人入學，以長者四人從許衡，童子七人從王恂。至二十四年，立國子學，而定其制。設博士，通掌學事，分教三齋生員，講授經旨，是正音訓，上嚴教導之術，下考肄習之業。復設助教，同掌學事，而專守一齋；正、錄，申明規矩，督習課業。凡讀書必先孝經、小學、論語、孟子、大學、中庸，次及詩、書、禮記、周禮、春秋、易。博士、助教親授句讀、音訓，正、錄、伴讀以次傳習之。

この中で国子学における教材として経書をいくつか挙げているのは、無論至元八年前後の状況そのままでないだろうが、実質的に許衡の後を継いで国子学の運営に当たった耶律有尚（1236－1320）が許衡の門下生であり、国子学の開設にあたって許衡が旧来の弟子12人を伴読として呼び寄せた際にも駆けつけている<sup>(12)</sup>ことを考えれば、当然許衡が定めた方針を継承した結果と見てよいであろう。

また設立当初の国子学において許衡のもとで学んだブクム Buqumu（忽木、1254－1300）らが、許衡が去った後運営の危機に立った国子学を再興するよう訴えた至元十三年（1276）の上疏（『元史』忽木傳に引く）には、次のような一文が見える。

使其教必本於人倫，明乎物理，爲之講解經傳，授以修身、齊家、治國、平天下之道。

周知の通り、「修身」「齊家」「治國」「平天下」は『大學』の基本理念であり、当時の国子学における経書「講解」の中心が『大學』に置かれていたことを窺わせる。

およそ漢民族が自国語の口語の存在を意識するのは、異民族・異文化との接触によるところが大きい。漢族の異民族に対する教育活動という背景から経書口語解資料が生まれてくるのは、ごく自然なりゆきであろう。したがって本稿では、許衡の経書口語解資料三種は、至元八年から十年、集賢大学士兼国子祭酒として国子学を主宰していた時期における講義をもとに成立したと考えておきたい。

#### 4. 内容と体裁

許衡の経書口語解資料三種につき、その内容と体裁を簡単に述べておこう。

まず『直説大學要略』は、『大學』の教えの根本である三綱領（「明徳」「新民」「止至善」）及び八条目（「平天下」「治國」「齊家」「修身」「正心」「誠意」「致知」「格物」）を、基本的に朱子の解釈に従いつつ、また『大學』やその注釈書には現れない盜賊柳盗跖、苗民並驩兜、幽王と褒姒などに関するいくつかのエピソードを挟みながら解説した書である。要点を述べたものであるから、全体を一連な

りの文章とした形を取る。

これに対し、「大學直解」「中庸直解」は「大學」「中庸」そのものの口語による注解を施したものであり、経書原文との対訳形式を取る。ただし、許衡が独自の見解に基づいて注をつけたというわけではなく、テキストとして「大學章句」「中庸章句」を用い、またその直解の部分も、語義の記述から文意の解釈、更には敷衍した論説に至るまで、徹頭徹尾「章句」の注に依拠している。したがって、この両書は「大學」「中庸」の口語解というよりは「章句」の注を忠実に口語化したものといった方がふさわしいであろう。

## 5. 受容

さて、許衡の経書口語解資料をめぐる興味深い問題は、その後の受容の状況である。中でも特に注目されるのは、第一に「孝經直解」の成立に少なからぬ影響を与えたこと、そして第二に朝鮮において中国語学習用の教科書として行われたことである。

まず前者の点であるが、「孝經直解」が許衡の著作の影響下に書かれたことは、卷首の至大元年（1308）自序に明らかである。いま佐藤晴彦1995の校訂に従って示す。

嘗觀魯齋先生取世俗之言，直說大學，至於耘夫蕪子，皆可以明之，世人愛之以寶，士夫無有非之者。於以見魯齋化民成俗之意，於風化豈云小補。愚末學輒不自擅，僭効直說孝經，使匹夫匹婦皆可曉達，明於孝悌之道。

ここで貫雲石は、魯齋先生許衡が世俗の言葉をもって「大學」を「直說」したことにならい、自らも「孝經」を「直說」することによって世俗を教化するのが目的であると述べている。「孝經直解」撰述の動機が許衡の「大學」に関する著作にあったことは、両者の継承関係を探る上でも重要であろう。

次に朝鮮における受容に関しては、まず「世宗實錄」卷三十三、八年（1426）八月丁丑の条に、

禮曹據司譯院牒啓，在前四孟朔取才依三館例，以四書、詩、書、古今通略、小學、孝經、前後漢、魯齋大學、老乞大、朴通事，

周而復始、臨文講試。

とあって、隣接諸外国語の習得と翻訳を司る司訳院の登用試験において用いられた書籍の中に、中国の経書、史書や「老乞大」「朴通事」などの会話書と並んで「魯齋大學」なる書があったことがわかる。また同書卷四十七、十二年（1430）三月戊午の条にも、

詳定所啓、諸學取才經書諸藝數目。……漢吏學：書、詩、四書、魯齋大學、直解小學、成齋孝經、少微通鑑、前後漢、吏學指南、忠義直言、童子習、大元通制、至正條格、御製大誥、朴通事、老乞大、事大文書、謄錄、製述、奏本、啓本、咨文。

とあり、上記「魯齋大學」が「漢吏學」即ち中国との外交交渉用の文体を学ぶための課本であったことが知られる<sup>(13)</sup>。これらにより、許衡の「大學」に関する著作が朝鮮において中国語の教科書として行なわれていたのは明らかであろう。なお、同時に挙げられている「直解小學」（既佚）は、もと元人で高麗、李朝の両朝にわたって仕えた名臣偰長壽の著、おそらくは中国語で書かれた経書口語解資料であると思われ、また言うまでもなく「成齋孝經」とは「孝經直解」のことであろう。

## 6. 流 伝

『直說大學要略』『大學直解』『中庸直解』の三著は、いま許衡の別集中に収められている。以下に筆者が目睹し得た別集七種<sup>(14)</sup>を、三著の所収箇所とともに示す。〔 〕内は各本の略称。

- 一 魯齋全書七卷 明郝綰輯 明何塘校 明正德十三年（1518）  
刊本 内閣文庫蔵  
卷四 直說大學要略 [正徳本]
- 二 魯齋遺書十卷 明應良輯 明蕭鳴鳳校 明嘉靖四年（1525）  
刊本 北平図書館旧蔵（膠片国立国会図書館蔵）  
卷三 直說大學要略 大學直解 卷四上 中庸直解  
[嘉靖本]
- 三 魯齋遺書十四卷 明怡愉輯 明萬曆二十四年（1596）刊本  
東洋文庫蔵

- 卷三 大學要略 卷四 大學直解 卷五 中庸直解  
〔萬曆本〕
- 四 許文正公遺書十二卷首一卷末一卷 清乾隆五十五年（1790）  
刊本 東洋文庫藏
- 卷三 大學要略 卷四 大學直解 卷五 中庸直解  
〔乾隆本〕
- 五 魯齋遺書十四卷 四庫全書集部別集類所収 影印文淵閣本
- 卷三 大學要略 卷四 大學直解 卷五 中庸直解  
〔四庫本〕
- 六 許魯齋先生集六卷 正誼堂全書所収 百部叢書集成本  
卷三 直說大學要略 [正誼堂本]
- 七 許文正公遺書十二卷首一卷末二卷 洪氏唐石經館叢書所収  
京都大学人文科学研究所蔵<sup>(15)</sup>
- 卷三 大學要略 卷四 大學直解 卷五 中庸直解  
〔石經館本〕

これらのうち、正徳本及び正誼堂本は「直說大學要略」のみを収め、「大學直解」及び「中庸直解」を収めない。したがって、上記の七つの別集は「直說大學要略」のみを収めるものと、三種いずれをも収めるものに大別できるであろう。この点を踏まえた上で、以下にそれぞれの流傳状況を追ってみたい。

「直說大學要略」は成立後何度か単独で刊行されて、元明代において流布していたらしい。まず、許衡の別集としては最も早く刊行された元刊の『魯齋遺書』（既佚）に対する大徳九年（1305）の楊學文序（正誼堂本を除く各本に収める）には、次のように記されている。

中齋蘇公來牧安成，旣以先生大學撮要鋟梓，暇日復出遺藁，爲天下公器，將廣其傳，使寰海內之民欣觀聖朝文物之盛，其於後世脩齊治平之道，豈小補哉。

これによって、許衡の著作として「大學撮要」なる書が大徳九年以前に上梓されていたことが知られるが、「撮要」という名称から見て、これは「直說大學要略」を指すと考えるのが自然であろう。

また、正徳本の編者である許衡七世の孫の娘婿郝綰には正徳十三年（1518）三月の日付を持つ「大學要略序」という一文があり、いま正徳本の巻七に収められているが、その中に次のような記述がある。

天台克菴陳公督學吾中州、嘗表章之以訓吾多士、綰幸私淑而與有聞者、故先刊諸梓、與吾同志者共之。

ここに見える「先刊諸梓」の語は、正徳本の刊行以前に『直説大學要略』に複数の刊本が存在していたことを物語っている<sup>(16)</sup>。以上により、元から明にかけて単刊の『直説大學要略』がある程度流布していたことが予想される。

一方、「大學直解」「中庸直解」に関しては、「四庫提要」にも引かれる嘉靖本の蕭鳴鳳序末尾に付された識語から、両書が許衡の別集に収められるに至った経緯を窺い知ることができる。

鳴鳳方校是書、適予友應内翰元忠奉使過汴、因得就正焉。元忠謂、舊本次第似有未當、乃重編如左。續得心法并大學中庸直解、俱以次增入。舊本訛舛甚多、當正無疑者、今即改正。有可疑者、不敢輕改、恐相去益遠也。舊本名魯齋全書、竊謂、先生之書尙多散逸、未敢謂之全也、故更名遺書云。鳴鳳識。

ここにいう「舊本」とは正徳本のことで、要するに正徳本が甚だ拙劣かつ不完全なものであったために、應良（字は元忠）が再度編集し、また「心法」や「大學直解」「中庸直解」など、当時新たに取得した資料を加えて刊行したものが嘉靖本であるという。またその際に名称を「全書」から「遺書」に改めたとあり、「遺書」と名付くところの萬曆本、乾隆本、石經館本などはいずれもその増補重刊本である。また四庫本は嘉靖本に基づいている。

この記述に従えば、「大學直解」及び「中庸直解」は、明の嘉靖年間に至って初めて出現したものであり、「直説大學要略」と「大學直解」「中庸直解」では流傳の過程が異なっていたことになる。ちなみに、清・黃虞稷『千頃堂書目』巻二、三禮類補には許衡の著作として「大學要略一卷」「大學魯齋詩解一卷」が記載されているが、「大學直解」「中庸直解」の名は見えない<sup>(17)</sup>。

したがって、『孝經直解』の序に「直說大學」といい、また『世宗實錄』に「魯齋大學」というところの書は「直說大學要略」である可能性が高いと考えられる。

### 7. 『直說大學要略』と『大學直解』『中庸直解』の差異

以上のような事実を裏付けるように、『直說大學要略』と『大學直解』『中庸直解』の間には、明瞭な文体の差異が看取される。これは『直說大學要略』と『大學直解』においてほぼ同じ内容を述べている部分を比較することにより明らかになるであろう。例えば、湯王の盤銘を述べた部分における『直說大學要略』の記述は次の如くである（なお、以下の引用においては、『直說大學要略』については正徳本卷四を、『大學直解』『中庸直解』については嘉靖本卷三、卷四上を底本とし、それぞれの葉数と行数を注記する）。

- ・湯王去沐浴盆上寫着苟日新，日日新，又日新。如人身上有塵垢，今日洗了，明日又洗，每日洗得身上乾淨。若一日不洗呵，便塵垢生出來。恰似人心裏常常地思量呵，好公事每日行着，不教錯了。若一日不思量呵，恐怕便行得錯了。這的是那明明德。（3a 3-7）

この部分は『大學直解』傳二章の冒頭、「湯之盤銘曰，苟日新，日日新，又日新。」に対する次のような直解に相当する。

- ・成湯以人之洗濯其心以去惡，如沐浴其身以去垢。故銘刻幾句言語在盤上說，爲人君的着實能一日之間洗去那舊染之污以自新，則當因這已新的，而日日新之，又無而不新之，工夫不可略有些間斷。這便是苟日新，日日新，又日新。（19a1-6）

一見して感じられるのは、相対的に見て『大學直解』に比べ『直說大學要略』の方がより口語的だということであろう。三種のうち『直說大學要略』が最も口語的であることは、既に太田辰夫1957により指摘されている<sup>(18)</sup>。

ところで、試みにこの箇所に相当する『大學章句』の注を引くと<sup>(19)</sup>、

- ・湯以人之洗濯其心以去惡，如沐浴其身以去垢。故銘其盤，言誠

能一日有以滌其舊染之汚而自新，則當因其已新者，而日日新之，又日新之，不可畧有間斷也。

というように、「大學直解」が完全に「大學章句」の注を下敷きにしていることは一目瞭然である。とすれば、「直解」の側には明確に基づくものがある以上、より文語的にならざるを得ないのは当然であり、口語的・文語的という両者の文体上の差異は、依拠するものの有無や体裁の違いに由来するという可能性も否定できないことになる。そこで、本稿では「直説大學要略」と「大學直解」「中庸直解」との間にどのような言語的な差異があるのかを語彙項目の比較によって探ることとし、以下にその具体例を幾つか示してみたい。またその際、元代の北方口語を反映する資料として「孝經直解」及び「老乞大」を比較材料に用い<sup>(20)</sup>、この両書における各語彙の使用状況を合わせて記述する。

#### (1) 〈這的〉〈阿的〉と〈這〉

梅祖麟1984及び1987によると、北方の口語において元末まで指示代名詞〈這〉〈那〉は単独で主語になることができず、〈這〉の場合、主語の位置にくるものには二音節の〈這的〉〈這箇〉〈阿的〉〈兀的〉などが用いられるという。「直説大學要略」では〈這的〉が8例、〈阿的〉が1例見え、すべて後ろに同動詞〈是〉を取る。

- ・這的是大學裏一箇好法度。(7b2)

これが『大學』における一つのよい規範である。

- ・這的便是新民。(3b6)

これが即ち「民を新たにす」である。

- ・阿的是根脚起處<sup>(21)</sup>。(1a10-1b1)

これが根本であり出発点である。

しかし、「大學直解」「中庸直解」にこれらの二音節語は見えず、〈這〉が単独で主語となって後ろに〈是〉を取る例は「大學直解」で55例、「中庸直解」で49例と多い。

- ・這是曾子傳大學的第四章。(『大學直解』25a6)

これが曾子の注した『大學』の第四章である。

- ・這便是作新民。(『大學直解』19a10-19b1)

これが即ち「新たにするの民をおこす」である。

東

- ・中庸，這是一書的總名。(『中庸直解』1a3)

『中庸』，これは一書の総名である。

洋

- ・這便是南方之強。(『中庸直解』9b7)

これが即ち「南方の強」である。

學

『孝經直解』では〈阿的〉が11例，〈這的〉が1例，『老乞大』では〈這的〉が7例用いられている。いずれも〈這〉のみで主語になっている例はない。

報

## (2) 〈這般〉〈這般様〉と〈這等〉〈這樣〉

形容詞的修飾語となって「このような」，副詞的修飾語となって「このように」を表す近称の指示詞としては，『直說大學要略』では〈這般〉が12例，〈這般様〉が1例用いられている。

- ・見這般人，教與那天與的仁義禮智信五常之德。(3b4-5)

このような人を見れば，かの天が与えた仁義礼智信という五常の徳を与えしめる。

- ・這般的便是那心不正，昧了心，要謾人的人。(8b6-7)

このようなのが心が正しくなく，心をくらまし，人をだまそうとする人である。

- ・這般呵，財常不闕少。(7a3-4)

このようであれば，財産は常に減ることがない。

- ・這般様思量呵，便是明德、新民到得那至善的意兒。(9a3-4)

このように考えれば，「明徳」「新民」はかの「至善」の意にたどりつける。

これに対し，『大學直解』では〈這等〉が12例，〈這樣〉が2例，また『中庸直解』では〈這等〉が11例用いられている。

第七十八卷

- ・這等人不是不知善當爲，惡當去。(『大學直解』28b1-2)

このような人は善をなし，悪を取り去るべきことを知らないわけではない。

三七〇

- ・這等的都是偏之爲害。(『大學直解』32a6-7)

- このようなことはみな偏りが害をなしたものである。
- ・這等呵，自家心上方纔快足。（『大學直解』27b9）  
　このようであれば、自らの心はようやく満足する。
  - ・不知這樣人也有不當憐憫處，一向憐憫他。（『大學直解』31b2-3）  
　このような人にも憐れむべきでない所があることを知らず、ひたすら憐れんでいる。
  - ・似這等人，必然有禍患及身，不能自保。（『中庸直解』53a2）  
　このような人は、必ずや災いが身に及んで、自らを保つことができないだろう。
  - ・如今若有那時這等的君臣，則文王武王的政事，便都興舉了。若無有那時這等的君臣，則文王武王的政事，便都息滅了。（『中庸直解』27b4-7）  
　今もしかの時のこのような君臣がいれば、文王・武王の時代のような政治がみな興るだろう。もしかの時のこのような君臣がないければ、文王・武王の時代のような政治はみな滅ぶだろう。  
　『孝經直解』では〈這般〉を28例用い、〈這等〉はない。『老乞大』では〈這般〉の48例に対し、〈這等〉は1例のみ。またともに〈這樣〉の用例はない。

### （3）〈省得〉と〈曉得〉

現代語の〈懂得〉〈了解〉に相当し、「分かる、理解する」を意味する動詞〈省得〉は『直說大學要略』において5例用いられている。いずれも肯定形。

- ・大蟲豹子不喫他孩兒，便自省得那父子的道理。鷹大的小的廝隨着成行飛呵，便自省得那兄弟的道理。狗認得主人，便自省得那恩義的道理。（2b5-8）  
　虎や豹がその子供を食べないのは、かの父子の道理を分かっているからである。雁が大小相従って列をなし飛ぶのは、かの兄弟の道理を分かっているからである。犬が主人を見分けられるのは、かの恩義の道理を分かっているからである。
- ・好的歹的，合做的不合做的<sup>(22)</sup>，都省得了。（4b2-3）

良いこと悪いこと、なすべきことなすべからざることを、みな分かっている。

『大學直解』『中庸直解』では〈省得〉の例は見えず、これにあたるものとして〈曉得〉を用いている<sup>(23)</sup>。『大學直解』において4例、『中庸直解』において1例。『大學直解』では否定形として〈曉不到〉も1例見られる。

- ・人若是先曉得那所當止的去處，志便有箇定向，無疑惑了。（『大學直解』13b7-8）

人がもしらかじめ予め止まるべき場所を分かっていれば、志には定まった方向があり、疑惑はない。

- ・那一國的百姓自然感化，也都曉得這道理。（『大學直解』32b9-10）  
その国の民草も自然に感化され、みなこの道理を理解する。
- ・人若到那豁然貫通處，則於萬物的原理，顯隱精粗無一些曉不到。（『大學直解』27a6-8）

人がもしもその心がからりと開ける所に至ったならば、万物の道理において、その顯と隠、精と粗に少しも通じないことはない。

- ・凡事物之來，吉凶禍福，他都預先曉得。（『中庸直解』43a2-3）  
およそどんな物事が来ても、その吉凶禍福を、彼はあらかじめ分かっている。

『孝經直解』では〈省得〉が5例、『老乞大』では〈省的〉の形で2例、否定形〈省不的〉〈省不得〉が各1例。ともに〈曉得〉の例はない。

#### （4）〈呵〉と〈時〉

助詞〈呵〉は、現代語の〈啊〉の源流とも言うべきものであるが、唐代から用いられた助詞〈後〉の機能を受け継ぐ形で、元代では仮定の語気を表すことが多いという（太田辰夫1958）。「蒙文直訳体」「漢兒言語」の資料群においてよく用いられる語であり、中でも『孝經直解』における用例は100例を超える。『直説大學要略』においても用例は35例と多く、大部分は仮定を表していると思われるが、

単に停頓を示す用例も見られる。

- ・我若行得正，倣得正呵，我又怕甚麼。(5a4)  
私がもし行うことが正しく，なすことが正しいのであれば，一体何を恐れることがあろうか。
- ・在上的正呵，在下的也正。一家正呵，在下孩兒每都正。一國正呵，天下的人心都正。(10b6-8)  
上にいる者が正しければ，下にいる者も正しい。一家が正しければ，その下にいる子供達もみな正しい。一國が正しければ，天下の人の心はみな正しい。
- ・有說那在新民呵，民是天下百姓，若不教道<sup>(24)</sup>，多是合仁處不仁，合義處不義，合禮處不禮，合智處不智，合信處不信。(3a7-10)

「民を新たにするに在り」と言うのは、「民」とは天下の民草であり，もしも道理を教えなければ，多くは仁たるべき所で不仁，義たるべき所で不義，礼たるべき所で不礼，智たるべき所で不智，信たるべき所で不信をなしてしまう，ということである。

この〈呵〉は『大學直解』においても7例見出され，用法はすべて仮定を表していると思われる。

- ・人若富足呵，房屋便粧飾得鮮美。人若有德呵，體便發見得潤澤。(29a10-29b1)  
人がもし富んでいれば，住いは綺麗に飾られる。人にもし徳があれば，身体には潤いが現れ出る。
- ・人要推極自家心裏的知識呵，當就那每日所接的事物上，逐件窮究其中的道里，務要明白。(26a1-3)  
人が自らの心の知識を推し極めようとするならば，毎日接するところの物事について，一つ一つその中の道理を極め，明らかにしようと努めるべきである。

興味深いのは，『大學直解』においては〈呵〉とほぼ同じ機能を担うと思われる助詞〈時〉を用いて仮定を表している例が2例ほど見られる点である。

- ・用工到那積累多時，有一日間忽然心裏自開悟通透。(27a1-2)

努力してその蓄積が多くなれば、ある日突然心で自ずから悟りが開け、理に通じるというものである。

- ・人君一身行得好時，便可以安定其國。(34b4)

君主一人が良いことを行えば、その国を安んじることができる。

現存の『老乞大』では仮定の語気を表す助詞として全面的に〈時〉が用いられているが、『老乞大』を改訂し諺解を付す際に崔世珍が撰述したものとされる「單字解」には、

時，猶則也。古本用呵字，今本皆易，用時字，或用便字。  
とあり、原本『老乞大』で〈呵〉を用いている箇所は〈時〉に改めたと述べている。このことから、〈呵〉の方がより古い言い方であることが窺われよう。なお、『中庸直解』では〈呵〉は用いられておらず、また明確に仮定を表すと考えられる〈時〉の用例も見えない。

### (5) 〈也似〉と〈相似〉

類似を表す助詞〈也似〉は『直說大學要略』で2例用いられている。〈似～也似〉〈如～也似〉の形をなし、「まるで～のようだ」を表す。

- ・若不用心體驗，便似一場閑話也似，這般說過去了，便無益。

(6b10-7a1)

もしも心をもって体验しなければ、まるきり無駄話のようなものであって、このように話しても無益である。

- ・有一等人常常的做歹勾當，却來人面前說道，俺做的勾當好，便如掩着那耳朵了去偷那鈴的也似。(8b2-4)

ある種の人達がいつも悪い行いをしているのに、人前にくると「私がしている行いは良い」と言うのは、まるで耳を塞いで鈴を盗みに行くようなものだ。

『大學直解』『中庸直解』では上の〈也似〉にあたるものとして〈相似〉が用いられているようである。『大學直解』では〈相似〉自体は4例ほど見られ、うち3例は〈與～相似〉の形をとる同動詞としての用法であるが、次の1例が助詞として〈也似〉と近似した

使われ方を示す。

- 不知道別人看着自家，把肚裏那肺肝都見了相似。(28b4-5)

他人が自分を見ているのが、まるで腹の中や肺臓肝臓までそつくり見られているようなものだとは知らない。

『中庸直解』では〈相似〉が2例、うち次の1例が助詞の用法である。

- 把手中所執的斧柄，與那所伐的斧柄比來，雖是法則相似，還有彼此之不同。(14a7-8)

手に持っている斧の柄をこれから切り取るところの斧の柄と比べてみると、(手に持つ斧の柄は)基準のようではあるが<sup>(25)</sup>、なおそれとこれとの違いがある。

『孝經直解』には用例がないが、『老乞大』では〈也似〉を用いたものが2例ほど見える。〈相似〉を用いる例はない。

さて、以上に述べてきたところの『直說大學要略』『大學直解』『中庸直解』三著における各語彙の用例数をまとめると、次のようになる。

語彙 資料	(1)「これ」(主語) 〈這的〉 〈阿的〉 〈這〉			(2)「このような」「このように」 〈這般〉 〈這般樣〉 〈這等〉 〈這樣〉			
『直說大學要略』	8	1	0	12	1	0	0
『大學直解』	0	0	55	0	0	12	2
『中庸直解』	0	0	49	0	0	11	0

語彙 資料	(3)「わかる」 〈省得〉 〈曉得〉		(4)「～ならば」 〈～呵〉 〈～時〉		(5)「～のようだ」 〈～也似〉 〈～相似〉	
『直說大學要略』	5	0	35	0	2	0
『大學直解』	0	4	7	2	0	1
『中庸直解』	0	1	0	0	0	1

この表から見て取れるように、用いられた語彙は『直說大學要略』と『大學直解』『中庸直解』の間で補い合う、つまり互いの資料に

おいて同じ意味が異なる語彙形式によって表されるという関係をなすと考えられ、特に語彙項目(1), (2), (3)では分布に明らかな偏りが認められる。また、『孝經直解』及び『老乞大』における各語彙の使用状況に対比すると、「直説大學要略」の方がこれらの言語に近いことは歴然としている。

梅祖麟1984は〈這的〉と〈這〉の違いについて触れ、南方では〈這〉が主語になる形式が北方に先んじて現れることから、両者の違いを講義の筆録者の言語の南北差ととらえている<sup>(26)</sup>。確かに、『大學直解』『中庸直解』の側に〈曉得〉の如き南方的な語彙が見られることは事実であるが、上述の経緯から考えれば、両者の言語の違いには南北差以前に時代差が想定されてしかるべきであろう。ただし、近世中国語の語彙・語法における時代差と地方差は錯綜しており、三種の言語的差異が時代差、南北差のいずれに由来するものか、ここでは最終的な判断を留保せざるを得ない。

しかしいずれにせよ、「直説大學要略」と「大學直解」「中庸直解」の言語を同一の範疇に括ることは不可能であり、相対的に「直説大學要略」の方が元代北方口語の特色を存しているということができよう。

## 8. む す び

以上、元人許衡による経書口語解資料「直説大學要略」「大學直解」「中庸直解」三種の全体像を見通すことを主たる目的として、作者、成立の時期と経緯、受容や流傳の過程、また三種間における言語の相違といった面について述べてきた。中でも、使用する語彙の点で「直説大學要略」と「大學直解」「中庸直解」の間に明らかに差異が認められ、「直説大學要略」の方が元代の北方口語をより強く反映している可能性が高いと判断されることは、今後これらの資料を扱う上で特に留意されるべき点であろう。

今後の課題は、三種のうち「直説大學要略」を起点として他の経書口語解資料及び「蒙文直訳体」資料群との全面的な比較検討を行い、元代における北方口語の実体を探ることである。

## 註

- (1) 本来、「直解」とは「直截なる解釈」を意図したものであり、必ずしも「口語による解釈」を意味しないのは太田辰夫1957に説かれる通りである。わが国に古写本が多数伝存する『孝經直解』(孔安国序の注を含む『孝經』)はもとより、元明清三代においても「直解」の名を冠する文語解の文献が多く存在するため、本稿ではそれらと区別する意図から「経書口語解資料」と称する。
- (2) 普通『元典章』『通制條格』などには「文言体」「蒙文直訳体」「漢文吏牘体」という三種の文体があるとされるが、以下これらの書に言及する場合には専ら「蒙文直訳体」の部分を指していくこととする。
- (3) 「元史」などに引かれる聖旨の特殊な文体が蒙古語からの翻訳に起因するという考えは趙翼『陔餘叢考』卷十四「史傳俗語」などに見えており、「蒙文直訳体」という概念を明確に規定したのは田中謙二1962である。以下にその部分を引く。

モンゴル族が支配する元王朝の、特殊状況の下に発生し、蒙古語で書かれた法制文書を譯史(翻譯官)が中國語に翻譯する時に用いた文體を指す。

また、亦鄰真1982では「硬訳公牘文体」という名称を用い、これを「這是一批不顧漢語固有的語法規律和用語習慣，徑從蒙古語原文機械地翻訳過來的公文。」と定義している。その文体の構成原理を「硬訳文体的詞匯採自元代漢語口語，而語法却是蒙古語的。」というように語彙と語法の両面に分けて説明しているのは、一步踏み込んだ解釈というべきである。

- (4) ただし、太田辰夫1953では「白話碑」などの文体は多分に類型化したものであるため、そのままが口語であるとは考えられないとしている。しかしそれでも「大体において口語に基づいていることは疑ない」という。
- (5) なお、許衡の経書口語解資料三種及び呉澄の『經筵講義』について、筆者は東京都立大学中国文学研究室内の同人誌『語学漫歩』に各書の校定テキストと校勘記を掲載している。本稿の内容にはその

解題として書かれた部分が含まれることをお断りしておく。

(6) 許衡の事跡を年譜形式でまとめた近人の著作としては、袁国藩  
1972がある。

(7) 「元朝名臣事略」所引「考歲略」：

得伊川易傳、晦庵論孟集註、中庸大學章句或問、小學等書，讀之深有默契於中，遂一一手寫以還，聚學者謂之曰，昔所授受，殊孟浪也，今始聞進學之序。若必欲相從，當悉棄前日所學章句之習，從事於小學，洒掃應對，以為進德之基。

(8) この説は、あるいは吉川幸次郎1943において言及する虞集『道園學古錄』巻二十二「皇圖大訓序」冒頭の次のような記述に基づくものかと想像される。

皇圖大訓者，前榮祿大夫中書右丞臣許師敬，因其先臣衡以脩德爲治之事嘗進說於世祖皇帝者而申衍之，而翰林學士丞旨榮祿大夫知經筵事臣阿璘帖木兒、奎章閣大學士光祿大夫知經筵事臣忽都魯都兒迷失潤譯以國語者也。

吉川氏は「皇圖大訓」の原書を「先臣許衡が世祖皇帝に進講しまつたもの」としているが、具体的な儒教經典の進講を示す根拠とは認め難い。

(9) 世祖に対する經書の進講は、儒臣王思廉、焦養直などがその任にあたったという。張帆1993参照。

(10) この記載では初期国子学の生徒を蒙古人子弟に限っているが、『元史』世祖本紀、至元八年三月乙酉の条では漢人の子弟も含まれていたように記している。

乙酉，許衡以老疾辭中書機務，除集賢大學士、國子祭酒，衡納還舊俸，詔別以新俸給之。命設國子學，增置司業、博士、助教各一員，選隨朝百官近侍蒙古、漢人子孫及俊秀者充生徒。

(11) 「元史」許衡傳：

衡聞命，喜曰，此吾事也。國人子大樸未散，視聽專一，若置之善類中涵養數年，將必爲國用。……其爲教，因覺以明善，因明以開蔽，相其動息以爲張弛。課誦少暇，卽習禮，或習書算。

(12) 「元史」許衡傳：

乃請徵其弟子王梓、劉季偉、韓思永、耶律有尚、呂端善、姚燧、高凝、白棟、蘇郁、姚勣、孫安、劉安中十二人爲伴讀。詔驛召之來京師，分處各齋，以爲齋長。

- (13) 「魯齋大學」の書名はその他、「世宗實錄」卷六十三，十六年（1434）二月癸酉の条、及び「經國大典」卷三、禮典獎勸の条などに見える。小倉進平1964、林東錫1982参照。
- (14) この他、現存する許衡の別集の版本（明代）としては、「北京圖書館古籍善本書目」集部元別集類に以下のようなものが著録されている。いずれも未見。

魯齋遺書六卷 明成化十年倪顥刻本

魯齋先生集六卷 明嘉靖九年許泰和刻本

- (15) この資料の所在については、神戸市外国语大学の佐藤晴彦先生の御教示をいただいた。記して感謝申し上げる次第である。
- (16) また、乾隆本卷末には「大學要略直說序跋四」として陳普、陳鈞、洪寬三氏の序と馮庚の跋を収める。いずれも刊行年を明記していないが、四種の序跋から知り得る「直說大學要略」の所蔵者と刊行者を示すと以下の通り。

	所蔵者	刊行者
陳普序	？	？
陳鈞序	昌江鎮守王氏	陳鈞
洪寬序	河南憲臣臨海陳先生	桐江聞孟剛・京江陶茂・洪寬
馮庚跋	常武路達魯花赤朵兒赤	常武路達魯花赤朵兒赤

- (17) なお、同書卷三の孝經類補には許衡の著作として「孝經直說一卷」が記載されており、これは乾隆本が卷首の目録に「孝經直解」を挙げ「文闕」としているものに相当すると思われる。
- (18) 太田辰夫1957：
- 許衡の書は、口語とはいってもなお堅く、「大學要略」のみがやや口語に近い。
- (19) 「大學章句」「中庸章句」は清嘉慶十六年吳志忠校刊本（藝文印書館影印）を底本とする。

- (20) 「孝經直解」は来薰閣書店影印本を、「老乞大」は奎章閣叢書第九所収の影印「老乞大諺解」を、底本として用いる。
- (21) この箇所、四庫本では〈阿的〉を〈的確〉に改めており、劉堅等1995に収める「直說大學要略」(江藍生校録)も四庫本を底本としているため、この改変を踏襲する結果となっている。また劉堅等1995では二箇所にわたって大きな脱文があり、語彙・語法史のテキストとして編まれたものにしては、極めて杜撰である。
- (22) この箇所、正徳本は、「合的不合倣的」に作る。いま嘉靖本、萬曆本、乾隆本、四庫本、正誼堂本、石經館本の記述に従う。
- (23) 現代中国語の方言では主に南方で〈知道〉にあたる語彙として〈曉得〉が用いられることが知られているが、〈知道〉自身は「直說大學要略」で3例、「大學直解」で5例、「中庸直解」で9例用いられていることから、〈知道〉と〈省得〉〈曉得〉では意味が異なるものと判断できる。これは「大學直解」において「所藏乎身不恕，而能喻諸人者，未之有也。」(傳九章)の直解部分に「『喻』是曉。」(35b5)とあることからも明らかである。
- (24) この箇所、正徳本及び正誼堂本は「若不教不道」に作る。いま嘉靖本、萬曆本、乾隆本、四庫本、石經館本の記述に従う。
- (25) 「雖是法則相似」は「基準は似ている」として〈相似〉を同動詞と見なすことも可能だが、この箇所に相当する「中庸章句」の注が「言人執柯伐木以爲柯者，彼柯長短之法，在此柯耳。」(十三章)であることから〈相似〉を助詞と判断する。
- (26) 梅祖麟1984：
- 我們猜想許衡的白話著作可能是由他口述，別人記錄下來，作記錄的文吏方言南北不一，以致產生“這”和“這的”在不同作品中用法參差不齊的現象。

### 参考文献

- 安部健夫 1959 「元代知識人と科舉」,『史林』42-6.『元代史の研究』,創文社.
- 亦鄰真 1982 「元代硬訳公牘文体」,『元史論叢』1.

- 袁 国藩 1972 「元許魯齋評述」, 台湾商務印書館 (人人文庫1882-1883).
- 太田辰夫 1953 「漢兒言語について－白話発達史に関する試論－」, 『神戸外大論叢』5-2. 「中国語史通考」, 白帝社.
- 同 1957 「孝經直解」, 『中国歴代口語文』, 江南書院.
- 同 1958 「中国語歴史文法」, 江南書院.
- 同 1969 「孝經直解」, 『中国語学新辞典』, 光生館.
- 小倉進平 1964 「(増訂補注)朝鮮語学史」, 刀江書院.
- 江 藍生 1994 「助詞“似的”的語法意義及其來源」, 『中国語文四十周年紀念刊文集』, 商務印書館.
- 佐藤晴彦 1995 「『孝經直解』校訂と試訳」, 『神戸外大論叢』46-6.
- 竹越 孝 1995a 「経書口語解資料集覽(1) 吳澄『經筵講義』」, 『語学漫步』23.
- 同 1995b 「経書口語解資料集覽(2) 許衡『直說大學要略』」, 『語学漫步』24.
- 同 1996a 「吳澄『經筵講義』考」, 『人文学報(東京都立大学)』273.
- 同 1996b 「経書口語解資料集覽(3) 許衡『大學直解』(上)」, 『語学漫步』25.
- 同 1996c 「経書口語解資料集覽(4) 許衡『大學直解』(下)」, 『語学漫步』26.
- 田中謙二 1962 「元典章における蒙文直譯體の文章」, 『東方學報(京都)』32. 『校定本元典章刑部』第一冊付録, 京都大学人文科学研究所.
- 張 帆 1993 「元代經筵述論」, 『元史論叢』5.
- 梅 祖麟 1984 「從語言史看幾本元雜劇賓白的写作時期」, 『語言學論叢』13.
- 同 1987 「唐、五代“這、那”不單用作主語」, 『中国語文』1987-3.
- 羽田 亨 1928 「元朝の漢文明に對する態度」, 『狩野教授還暦記念支那學論叢』. 『羽田博士史學論文集』上巻歴史篇, 京都

大学東洋史研究会。

- 姚 大力 1983 「金末元初理学在北方的传播」,『元史論叢』2.
- 吉川幸次郎1943 「元の諸帝の文學(二)」,『東洋史研究』8-4. 「吉川幸次郎全集」第十五卷, 筑摩書房.
- 同 1948 「元雜劇の文章(上)」,『元雜劇研究』, 岩波書店. 「吉川幸次郎全集」第十四卷.
- 同 1965 「貫酸齋『孝經直解』の前後—金元明の口語の經解についてー」,『石田幹之助博士頌壽記念東洋史論集』. 「吉川幸次郎全集」第十五卷.
- 劉 堅等 1995 「近代漢語語法資料彙編・元代明代卷」, 商務印書館.
- 林 東錫 1982 『朝鮮譯學考』, 国立台湾師範大学国文研究所博士論文.
- de Bary, W.T. 1981 The Rise of Neo-Confucian Orthodoxy in Yüan China. (柳山明抄訳「元代における道学の興隆」,『東洋史研究』38-3) The Neo-Confucian Learning of the Mind-and-Heart. *Neo-Confucian Orthodoxy and the Learning of the Mind-and-Heart*, New York: Columbia University Press.
- 東  
洋  
学  
報

[付記]

脱稿後目睹し得た太田辰夫・佐藤晴彦編『元版孝經直解』(汲古書院, 1996年6月)は、本稿でたびたび言及した『孝經直解』に対し全面的な校訂・訛詞を施したものであり、また佐藤氏による「解説」は経書口語解資料全般に関する要を尽くした概論という側面を持つので、参照されたい。

なお、成稿・修稿の過程で、落合守和、杉山正明、古屋昭弘の各先生より懇切な御指教をいただいた。ここに心からお礼を申し上げる次第である。